Your Success, Our Mission.
エクラ通信
No.0086　2016/6/10

eclat 税理士法人 エクラコンサルティング
株式会社 エクラコンサルティング
Tel. 03-5447-6277　Fax. 03-5447-6278
URL. http://www.eclat-c.com/

本当にあった相続事例⑥先妻の子の相続

跡継ぎの長男は相続人ではなかった

これは地方の地主一家のお話です。先祖代々の土地を承継した先代の父は昭和 30 年に最初の妻と結婚、昭和 32 年に跡取りとなる長男が生まれましたが、その最初の妻は間もなく他界し、父は昭和 36 年に再婚しました。二度目の妻との間には 1 男 1 女が生まれました。その父が昭和 63 年に他界、その時の相続では、二度目の妻が 1/2、長男が 1/2 相続しました。この家では代々、長男が土地を相続する慣行で、当然長男が家屋敷と田畑の管理を引継ぎ家族の面倒を見ていました。

平成 24 年に、その後妻の母も 85 歳で亡くなりました。長女と二男はとうに独立し家をでていましたが、長男夫婦が母の老後の介護をしていました。当然に亡くなった母の財産は長男が相続するもの、と思っていましたが、蓋をあけてみると、この義理の親子は養子縁組をしていませんでした。つまり長男は母の財産の法定相続人ではないのです。この場合、母から見て実子の長女と二男が法定相続人となります。法定相続は、第一順位は配偶者と直系卑属、第二順位は直系尊属、第三順位が兄弟姉妹となります。

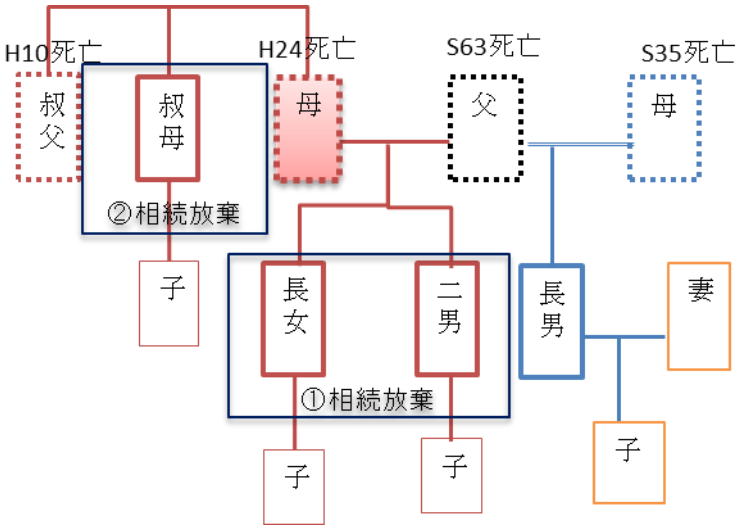

相続放棄の順番

跡継ぎの長男は、義理の母と養子縁組をするか、遺言書を書いてもらう必要があったのです。そこで長女と二男には相続放棄をしてもらうことに、さらに母方の兄妹にも相続放棄してもらいました。

相続放棄には遡及効があり、相続放棄をした人は最初から相続人ではなかったことになります（民法第939条）。亡くなった人に子が何人いたとしても、全ての子が相続放棄をしてしまえば、法定相続分を考える上では子が一人もいないケースと同様に考えるというわけです。こうした場合では誰が相続放棄したかによって法定相続人の範囲が変化していきますから、親族全員が相続放棄をするためには、何度かに分けて相続放棄の申述を行う必要があります。

1度目の相続放棄申述は、第一順位の配偶者と直系卑属ですが、この場合は長女と二男になります。相続放棄した場合は、その子供には代襲相続はできません。次に被相続人の両親（直系尊属）が、第二順位の法定相続人ですが、ここではいませんので、第三順位の法定相続人である被相続人の兄弟の番となります。このとき被相続人の兄はなくなっていましたが、姉は存命で子供はいました。しかし姉が相続放棄しますと、その子には代襲相続権はありません。

相続放棄には「自己のために相続の開始があったことを知った時」から3ヶ月以内という期間制限がありますが（民法第915条・第938条）、この期間は実際に自分が相続放棄をできる状態になり、それを知った時点からカウント開始となります。この例で言うと、被相続人の姉が相続放棄できる期間のカウント開始は、早くとも被相続人の子（第一順位の法定相続人）が相続放棄の申述を完了した時点からとなります。親族が多い場合、このように2度も3度も繰り返し相続放棄申述を行い、手間がかかることになります。